

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランの概要

1-1-1 見直しの背景

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により、都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）が創設されたことを受け、都市計画区域¹を有する市町村に策定が義務づけられた計画です。

砂川市（以下「本市」という。）の「砂川市都市計画マスタープラン」は平成15年3月に策定され、その後、平成24年3月に上位計画である「砂川市第6期総合計画」及び「砂川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するために見直しを行いました。

令和元年には「砂川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しが行われ、令和3年に上位計画である「砂川市第7期総合計画」が策定されたことから、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランについても整合性を図るため見直しが必要となりました。

1-1-2 計画の目的

本市をとりまく社会経済情勢は大きく変化し、人口減少・少子高齢化の進行やまちなかの衰退、空き家の増加、公共施設の老朽化、住民の価値観の多様化等の課題が顕著となってきています。

見直しにあたっては、国や北海道が示す「低炭素型社会の実現」「コンパクトなまちづくりの方針」を推進するため、本市の現状・背景・課題を踏まえ、これからの都市づくりを市民と行政が一体となって進めていく基本的な方針として策定します。

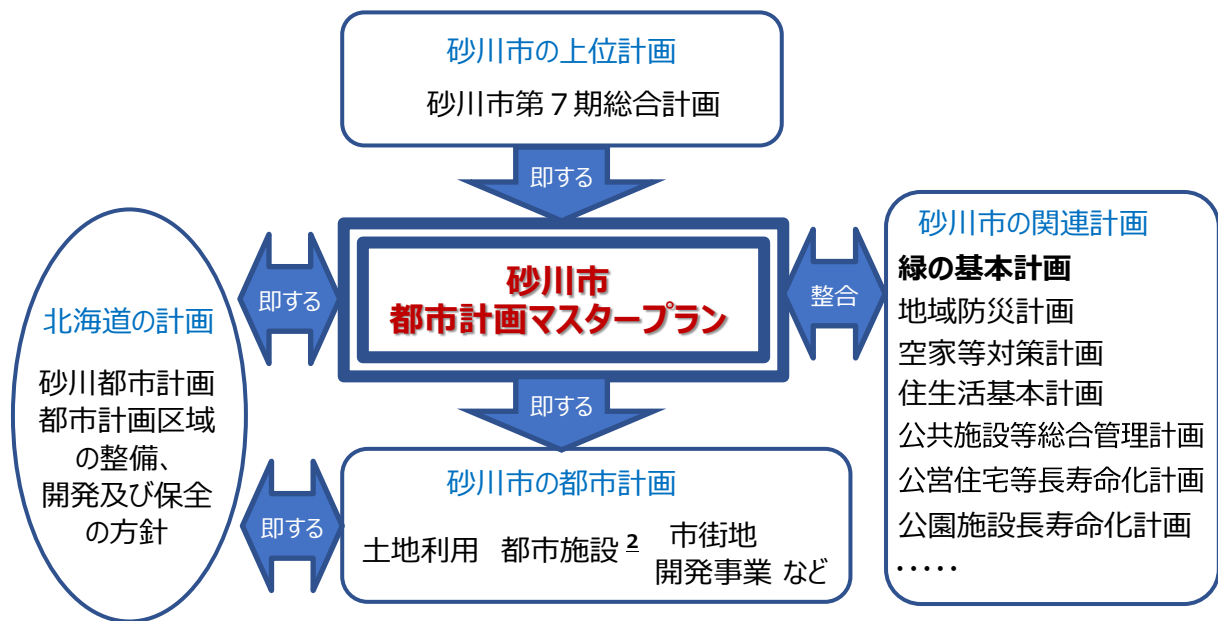
また、平成27年（2015年）の国連サミットで17の目標と細分化された169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs : Sustainable Development Goals）が採択され、令和12年（2030年）の期限に向けて、本市においても、SDGsの17の目標に関連づけるとともに、砂川市第7期総合計画に沿って施策を推進しています。



SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」仮訳	
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

1-1-3 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、「砂川市第7期総合計画」及び「砂川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、国や北海道における諸計画と基本的に整合性が図られた、都市計画における基本の方針とされていることから、土地利用、市街地開発、道路、公園、下水道、景観や市民参加など、今後、本市が定める都市計画や都市づくりの方向性を定めるものとして位置づけられます。



1-1-4 目標年次

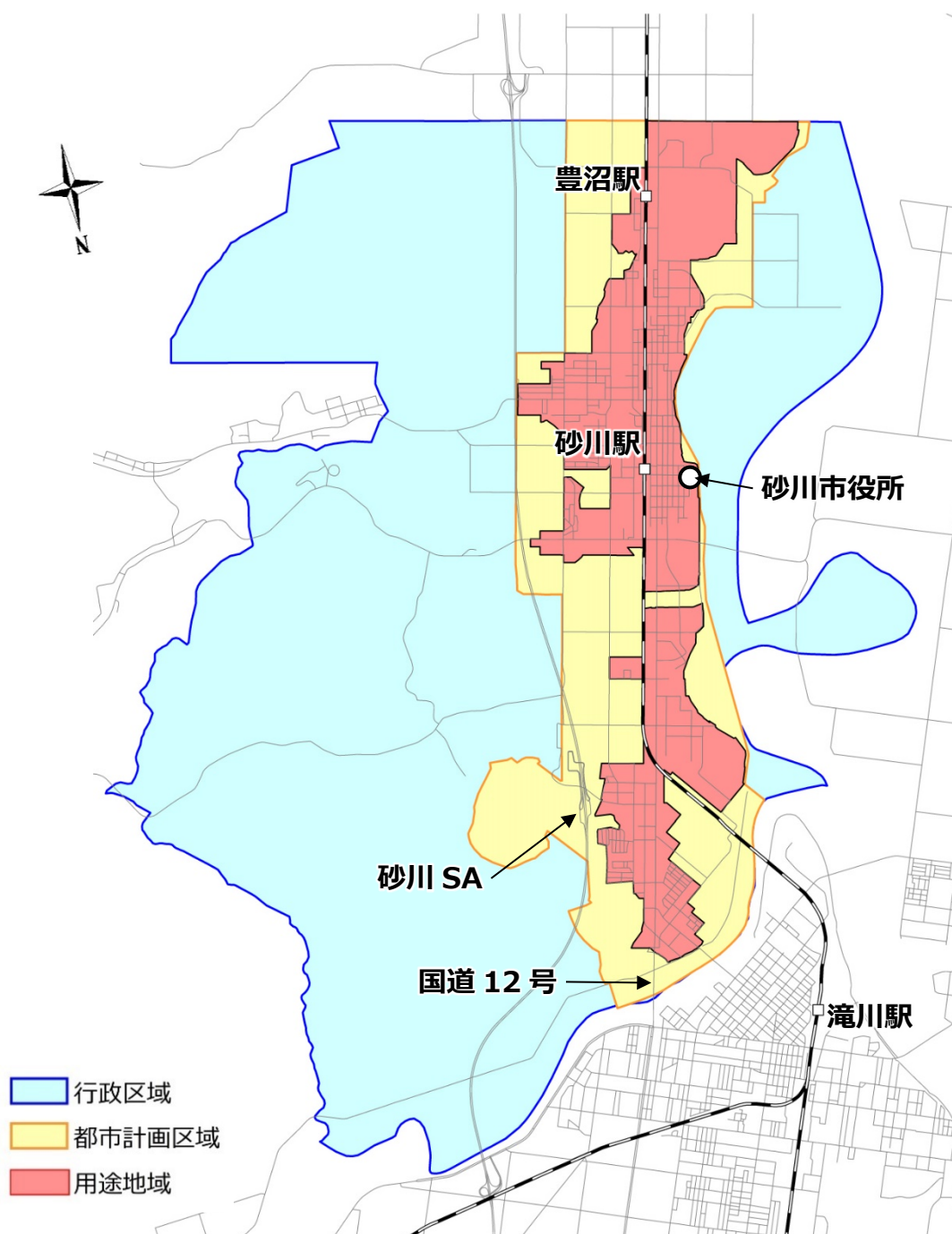
都市計画マスタープランの期間は、「砂川市第7期総合計画」と整合性を図るために、10年後の令和12年度（2030年度）までを目標年次として設定します。

	平成23年度 2011年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和12年度 2030年度
砂川市 総合計画	第6期 総合計画				第7期 総合計画			
砂川都市計画 都市計画区域 の整備、 開発及び 保全の方針	[Green arrow spanning from 2011 to 2030]							
砂川市 都市計画 マスタープラン	都市計画マスタープラン				都市計画マスタープラン			

1-1-5 計画対象区域

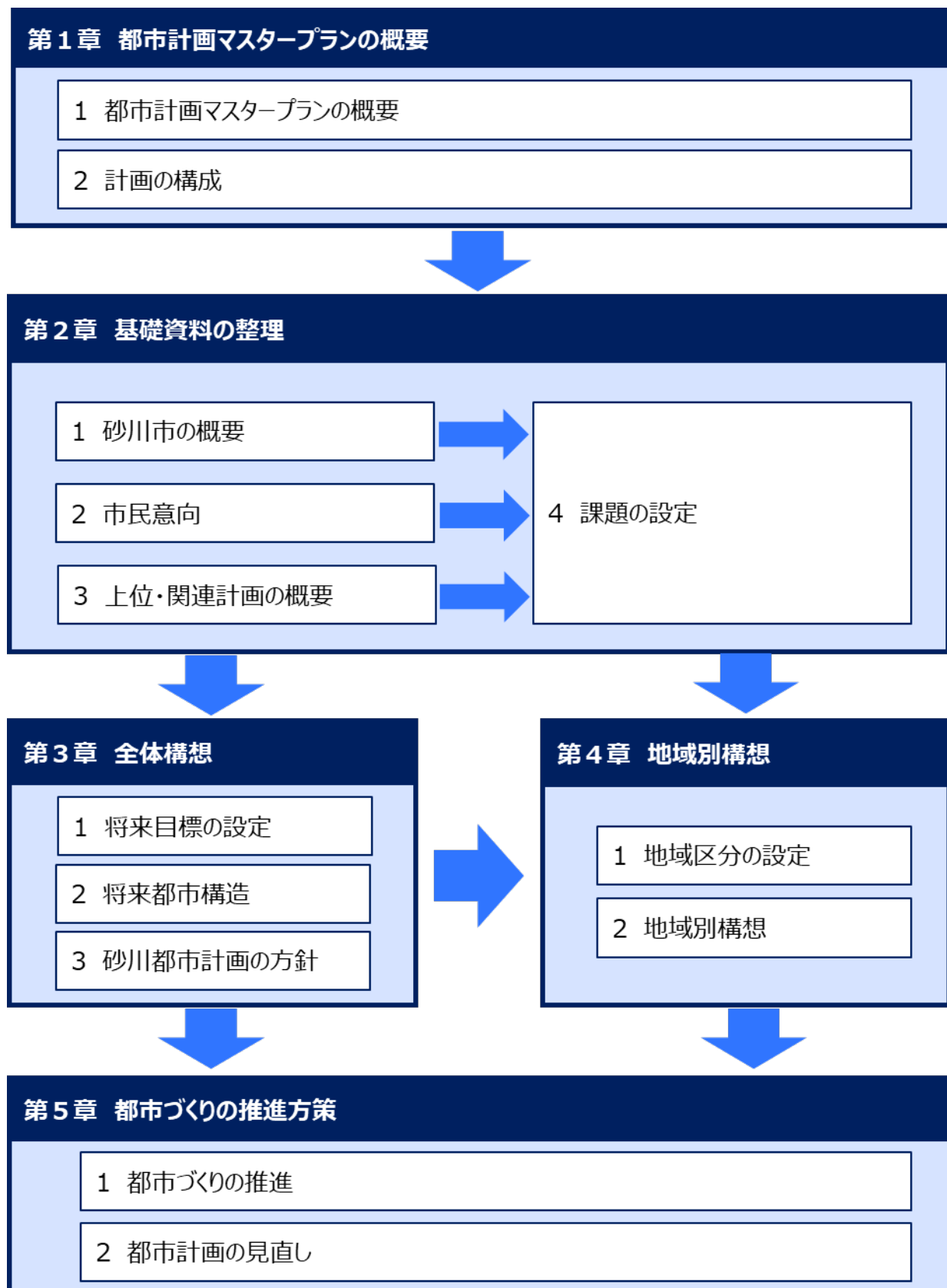
都市計画マスタープランの対象区域の設定については、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくための「将来的な都市づくりの基本方針を示す」という目的から、都市計画区域（2,346.0ha）はもとより、都市計画区域の隣接区域についても都市計画的な施策を計画する必要があり、また、これ以外の区域であっても本市の都市づくりに重要となる地域・施設が存在することから、対象区域は行政区域全体とします。

図 計画対象区域



1-2 計画の構成

本計画における策定の流れと構成は、次のとおりです。

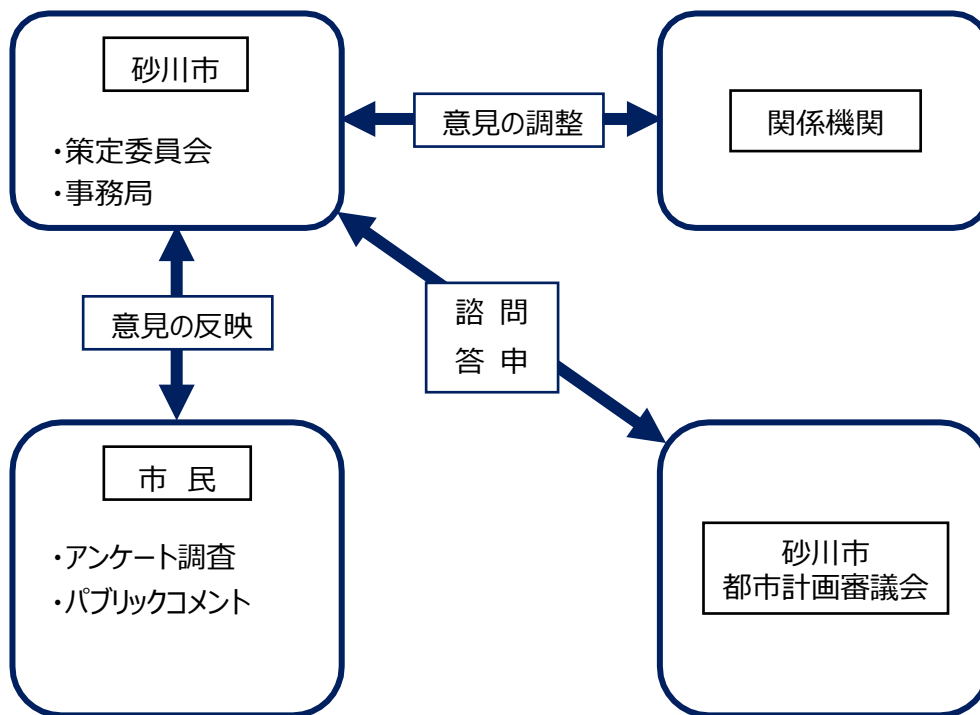


1-3 計画の策定体制

本計画は、アンケート調査（砂川市第7期総合計画の際に実施した市民意識調査のほか本計画策定に関するアンケート調査）、パブリックコメント³など市民の意見と、関係機関との協議内容を踏まえ、見直し内容を検討します。

庁内で設置した策定委員会で見直し案について議論を重ね、砂川市都市計画審議会での審議を経て策定します。

図 策定体制



- ・アンケート調査 → 「砂川市第7期総合計画」策定にあたって実施された市民意識調査のほか、本計画や「砂川市緑の基本計画」の策定に関するアンケートにおいて、まちづくりに関する市民意見の把握を行っています。
- ・策定委員会 → 市役所内部において、本計画や「砂川市緑の基本計画」の策定にあたり、横断的に内容の調整を行っています。
- ・関係機関 → 北海道と内容の調整を行っています。
- ・都市計画審議会 → 市の都市計画に関する事項を調査・審議するため、市が設置しているものです。

